



## 注意ください

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後開催予定の催しや講座などについては、やむを得ず中止または延期する場合があります。参加を予定している人は、主催者に開催の有無を必ず確認ください。

## 募集

## 都城市都市計画審議会委員

市の都市計画について調査・審議する市民を募集します。

●対象 市内在住の満20歳以上で、次の全ての要件を満たす人

- ・国および地方公共団体の議会の議員でない人
- ・常勤の国家公務員および地方公務員でない人
- ・市の付属機関などの公募による委員でない人

●定員 3人以内

●申問 都市計画課や各総合支所で配布、または市ホームページから取得した申請書に必要事項を記入し、5月22日(金)までに、持参または郵送、メールで都市計画課（〒885-18555）

☎23-2762

toshikei@city.miyakononojio.miyazaki.jp

## 合同金婚式参加者

10月13日(火)に合同金婚式を開催します。次の条件を満たす夫婦は、参加を申し込みください。

●対象

- ・昭和45年4月1日から昭和46年3月31日までに結婚し、結婚50年目を迎える市内在住の夫婦
- ・結婚後50年以上経過し、今までに市（合併前も含む）の主催する金婚の祝いを受けていない市内在住の夫婦
- ・夫婦で金婚を迎えた後、市主催の金婚の祝いを受けずに配偶者が亡くなった人

●その他 式典に参加できない人にも記念品を贈呈しますので、福祉課に連絡ください

●申問 5月29日(金)までに福祉課

☎23-3102

## 講座・教室

## 指定管理者自主事業の教室

●場所 サン・アビリティーズ都城

●対象・人数 今まで受講したことがない人・各10人 ※要申し込み

●費用 1回300円

【フラダンス教室（全10回）】

●日時 6月～10月の第1・3金曜日 13時～14時30分

●その他 動きやすい服装で、フレアまたはギャザーのスカートで参加  
【コンディショニング&ヨガセラピー教室（全10回）】

●日時 6月～10月の第1・3木曜日 10時～11時30分

●その他 動きやすい服装で、バスタオルや飲み物を持参

●申問 5月28日(木)までにサン・アビリティーズ都城 ☎25-2018

## 新型コロナウイルス感染症緊急対策について

## 都城市北諸医師会からのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱や咳、倦怠感（強い疲れ）などの症状があるときは、いきなり病院などへ行くことは控えてください。必ず、かかりつけ医に電話で連絡をしてから、マスクを着けて受診ください。

## 「心のケア」の相談窓口

県は、新型コロナウイルス感染症に対する、さまざまな心の悩みの相談を受け付ける「心のケア」の相談

窓口を開設。保健師や心理士などの専門員らが電話で相談に応じます。

●対象 感染症患者や濃厚接触者、医療従事者、休校の影響で子育てにストレスを感じている人など

## 【相談専用電話】

県精神保健福祉センター  
☎0985-2715663

●応対時間 8時30分～17時15分  
※土・日曜日、祝日を除く

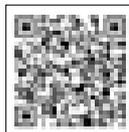
## 経済産業省

## 持続化給付金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた、中小企業者や小規模事業者などを対象に、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

詳しくは、経済産業省ホームページを確認ください。

※内容が変更になる場合がありますので、最新の情報を確認ください



## 【相談専用電話】

中小企業金融給付金相談窓口  
☎0570-783183

●応対時間 9時～17時  
※土・日曜日、祝日も対応

**中小企業特別相談窓口**

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける、またはその恐れがある中小企業者を対象に、経営・金融相談に応じます。

**経営に関する相談窓口**

県商工政策課商工団体担当  
 ☎0985-26-7098

**金融に関する相談窓口**

県商工政策課経営金融支援室  
 ☎0985-26-7097

**経営・金融に関する相談窓口**

都城県税・総務事務所総務商工センター  
 ☎23-4518

**各商工団体の相談窓口**

都城商工会議所	☎23-00001
中郷商工会	☎39-0334
荘内商工会	☎37-0024
山之口町商工会	☎57-2016
高城町商工会	☎58-2020
山田町商工会	☎64-2057
高崎町商工会	☎62-3131

**緊急対策貸付利子補給事業**

市では、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた中小企業者や小規模事業者などを対象に、利子の全額を3年間補給します。なお、対象者には令和2年12月に、市から

申請書を送付する予定です。詳しくは、市ホームページで確認ください。

問 商工政策課 ☎23-2983

**セーフティネット保証の認定**

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている市内の中小企業者などは、セーフティネットの認定を受けることで、一般保証と別枠の保証を利用できます。

利用には、市長の認定および、認定後に金融機関と保証協会への申し込みが必要です。詳しくは、市ホームページで確認ください。

申問 商工政策課 ☎23-2983



**こども基金活用事業補助金**

子育て支援グループなどが企画・実施する事業に対して、事業費の一部を補助します。

●対象

- ・市の実施する子育て支援事業を補完する事業
- ・グループの育成や活動を支援する事業、またはネットワーク事業
- ・児童の非行防止・健全育成活動、子育て支援に関する知識・技術向

上のための事業

- ・子どもの自立支援活動事業

●補助金額 補助対象経費の10分の9以内（上限25万円）

申問 こども課で配布または市ホームページから取得した申請書に必要事項を記入し、5月29日(金)までに持参、または郵送でこども課（緑色4番窓口・〒885-8555）  
 ☎23-2684

**地域資源活用商品開発補助事業**

●対象 市内の中小企業者など（個人や法人、団体）

※農林畜産業者を除く

●対象事業 新商品の開発や事業化、販路開拓などに関する事業

※事業認定の審査あり

●補助金額 事業費の2分の1で、1事業者当たり上限50万円

申問 5月29日(金)までにふるさと産業推進局 ☎23-2193

**都城市スポンサーゲーム**

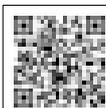
プロ野球公式戦が中止となりました

6月14日(日)PayPayドーム（福岡市）で開催予定の福岡ソフトバンクホークス都城市スポンサーゲームの中止に伴い、広報都城4月号に掲載した始球式参加者と、観戦者の募集についても、中止となります。

申問 みやこんじよPR課 ☎23-2615

**子育て支援センター 今月のオススメ行事**

※子育て支援センターのホームページでは、その他の行事も確認できます



都城市子育て世代活動支援センター（ぶれびか）  
 ☎36-5858

マタニティの会（おもちゃ作りとマスク作り）  
 ●日時 5/20(水) 13時30分～  
 ●定員 5人 ※要申し込み

山之口地域子育て支援センター ☎57-3298

ひばり苑（山之口町）での世代間交流  
 ●日時 5/26(火) 10時30分～

山田地域子育て支援センター ☎64-3171

おっぱいの話  
 ●日時 5/26(火) 10時30分～  
 ●定員 10組 ※要申し込み

東部地域子育て支援センター エンゼル  
 ☎26-9587

あそびの広場と身体測定  
 ●日時 5/28(木) 10時30分～

高崎地域子育て支援センター たんぽぽ  
 ☎62-0027

歯科医師による歯磨き指導講座  
 ●日時 6/3(水) 10時30分～



## 家庭用プラスチック製品は燃やせるゴミです

## お知らせ

## 5月は自動車税種別割・軽自動車税種別割の納期です

自動車税および軽自動車税は、令和元年10月1日から、「自動車税種別割」および「軽自動車税種別割」に名称が変わりました。

## 【自動車税種別割（県税）】

自動車税種別割は、4月1日現在で、宮崎運輸支局に登録のある自動車の所有者または、使用者に課税されます。

## 【軽自動車税種別割（市税）】

軽自動車税種別割は、4月1日現在で、登録のある軽自動車やバイク、農耕車、小型特殊自動車などの所有者または、使用者に課税されます。

※月割課税はありません

## ●納税通知書 5月中旬までに発送

●納付方法 納税通知書で金融機関やコンビニエンスストアなど（納税通知書裏面に記載）で納めてください。また、スマートフォンアプリなどによるキャッシュレス決済も利用できます。

## ●納付期限 6月1日(月)

●その他 身体障害者手帳などを所有している人のために使用する自動車などで、一定の要件に該当する場合、6月1日(月)までに申請すれば、減免される場合があります。なお、減免は普通自動車と軽自動車のうち1台です。

## 申問

## 【自動車税種別割（県税）】

都城県税・総務事務所

☎ 23-4516

## 【軽自動車税種別割（市税）】

市民税課

☎ 23-6376

## 5月は赤十字運動月間です

日本赤十字社は、5月8日(金)の「世界赤十字デー」に合わせ、毎年5月にキャンペーンを実施します。赤十字活動への理解と協力をお願いします。

## ●赤十字の活動

## 【災害時の被災者救援活動】

災害現場への医療スタッフや救済ボランティアの派遣、救済物資の配布や炊き出しのほか、心身のケアや避難所運営などを行っています。また、住宅火災の被災者に、毛布などを配布しています。

## 【献血（血液事業）】

輸血や血液製剤による治療を必要とする人に血液を提供するため、献血車による献血をお願いします。

## 【赤十字奉仕団の育成】

福祉施設や一人暮らしの高齢者との交流、大規模災害発生時の救援活動などを行う赤十字奉仕団を育成しています

## 【募金や義援金の受け付け】

国内外の被災者への医療救援活動や、物資の提供などを目的に、募金や義援金の協力をお願いします。また、忌明寄付も受け付けています。

## 問 福祉課 ☎ 23-2980

各総合支所市民生活課

## 令和2年度肺がん検診および大腸がん検診(予約不要)

6月から検診車が市内各所を巡回します。日程など詳しくは、5月に配布する検診ガイドや市ホームページで確認ください。

## 【肺がん検診（無料）】

## ●対象 市内在住の40歳以上の人

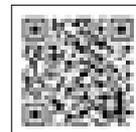
## 【大腸がん検診（500円）】

●対象 市内在住の40歳以上の人  
※今年度40歳または、65歳に到達する人や、過去5年間に市の肺がん検診または、大腸がん検診を受診したことがある人を対象に、地区の検診時期の約1カ月前に、大腸がん検診の案内と検査容器を郵送。郵送対象外で、検診を希望する40歳以上の人は、直接問い合わせ

## 問 健康課 ☎ 23-2765

## 「ぶれびか」の入退館管理に電子システムを導入しました

4月1日から、Mallmall内の子育て世代活動支援センター「ぶれびか」の入退館方法が変更になりました。これに伴い、従来の会員カードを所有している人も、新たに登録が必要になります。詳しくは、市ホームページで確認ください。



## 問 保育課 ☎ 23-4894

## 銃砲刀剣類登録審査会

提出書類や手数料など詳しくは、問い合わせください。

## ●日程 5月21日(木)、8月21日(金)、11月6日(金)、令和3年2月5日(金)

※銃砲審査は5月と11月のみ

## ●時間 9時30分～16時

※12時～13時を除く

●場所 県庁7号館（5月）、県庁9号館（8月）、県防災庁舎（11月）と令和3年2月

## 申問 県教育庁文化財課

☎ 0985-12617250



**休日急病診療機関**

●診療時間 9:00~18:00  
 ※歯科は 17:00 まで  
 ◎みやざき医療ナビも利用ください



みやざき医療ナビ

月日	医療機関名	電話番号
5/10 (日)	柳田病院 (小・内)	22-4862
	瀬ノ口医院 (内・消)	25-5155
	戸嶋病院 (内)	22-1437
	吉松病院 (外・整)	25-1500
	いき形成外科ひふ科クリニック (形・皮)	45-0020
	永吉眼科医院	22-1530
	時任歯科医院	24-7474
5/17 (日)	原田医院 (内・小・外)	26-3330
	松山医院 (内・呼・リウ)	24-1046
	あきづき医院 (内・心内)	36-0534
	もりやま脳神経外科	21-6888
	なかむら整形外科クリニック	36-5333
	くばた眼科	26-3100
	トキワ歯科医院	36-0551
5/24 (日)	畠中小児科医院	52-6000
	田口循環器科内科クリニック (内)	24-0600
	しげひらクリニック (内)	27-5555
	宗正病院 (外)	22-4380
	飯田整形外科クリニック	46-5115
	西浦医院 (耳鼻)	22-0715
5/31 (日)	ときわ歯科医院	21-1588
	共立医院 (内・小)	22-0213
	森山内科・脳神経外科 (内)	21-5000
	宇宿医院 (内・胃・消)	25-9031
	福島外科胃腸科医院 (外・胃・整)	38-1633
	ならはら皮膚科医院	22-1455
	西元眼科医院	25-8888
永井歯科医院	22-1080	

※診療機関は変更することがあります  
 詳しくは、テレホンサービス(医師会は☎23-5555、  
 歯科医師会は☎25-4100)で確認ください

●休日当番薬局

5/10 (日)	かかりつけ、東町、上町おおた、 トロン年見、姫城、マリンバ姫城
5/17 (日)	ふれあい川東、すずかけ、 サンク保原、アンジュ、たかお
5/24 (日)	ひばり、ハートフル、みどり、 日研
5/31 (日)	坂口、都北町、ひまわり、中原町、 とまと都城

重点エリア	最重点エリア
対象経費の2分の1以内(上限300万円)	対象経費の3分の2以内(上限500万円)

●対象地域・補助額

【空店舗リフォーム事業】  
 空き店舗の所有者などが、リフォームを行う場合の費用の一部を補助します

【空店舗等解体事業】  
 空き店舗の所有者などが、老朽化した空き店舗を解体、または解体後、新たに店舗を建築する場合に、解体費用の一部を補助します

【商業施設等整備事業】  
 空き地や駐車場などの低未利用地を活用し、仮設または常設の施設を整備する場合、施設整備費の一部を補助します

●中心市街地再生プラン事業費補助金

中心市街地の特定地域内で、一定の要件を満たす空き店舗などを活用して事業を行う個人や企業、空き店舗の所有者に改装費用などを補助します。対象となる地域や補助額、要件など詳しくは、市ホームページを確認ください。

重点エリア	最重点エリア
対象経費の2分の1以内(上限300万円)	対象経費の3分の2以内(上限500万円)

●対象地域・補助額

【リノベーションまちづくり事業】  
 小売、飲食、サービス業などを営む、または営もうとする個人や企業が、要件を満たす空き店舗を改装して事業を行う場合、改装費用の一部を補助します

重点エリア	最重点エリア	②①かつ同敷地内に新たに店舗を建築する場合	重点エリア	最重点エリア	①老朽化した店舗を解体する場合
対象経費の3分の2以内(上限300万円)	対象経費の5分の4以内(上限500万円)	対象経費の2分の1以内(上限200万円)	対象経費の2分の1以内(上限200万円)	対象経費の3分の2以内(上限500万円)	対象経費の3分の2以内(上限300万円)

●対象地域・補助額

※予算額に達し次第、受け付けを終了します。申請予定の人は必ず事前に連絡ください

申問 商工政策課  
 ☎23-2983

重点エリア	最重点エリア
対象経費の2分の1以内(テナント当たり上限300万円・1坪当たり上限30万円) ※複数のテナントを整備する場合の限度額は1,800万円	対象経費の2分の1以内(テナント当たり上限500万円・1坪当たり上限50万円) ※複数のテナントを整備する場合の限度額は3千万円

●対象地域・補助額